# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月7日

【会社名】 SMK株式会社

【英訳名】 SMK Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池 田 靖 光

【本店の所在の場所】 東京都品川区戸越六丁目5番5号

【電話番号】 03 - 3785 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 大垣 幸平

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区戸越六丁目5番5号

【電話番号】 03 - 3785 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 高 橋 信 行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【提出理由】

当社の連結子会社であるSMK-LOGOMOTION株式会社が破産手続開始の申立てを行い、これに伴い同社に対する債権について取立不能となるおそれが生じましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第17号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

#### (1) 債権の取立不能のおそれの発生

当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称 SMK-LOGOMOTION株式会社

住所 東京都品川区戸越五丁目17番14号

代表者の氏名 代表取締役 角 芳幸

資本金 480百万円

当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2020年9月7日 破産手続開始申立て (東京地方裁判所)

当該債務者に対する債権の種類及び金額

貸付金等 2,705百万円

当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

上記債権につきましては、過年度において貸倒引当金を計上しているため、2021年3月期個別業績に与える影響は 軽微であると見込んでおります。

## (2) 連結子会社の破産手続開始の申立て

当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 SMK-LOGOMOTION株式会社

住所 東京都品川区戸越五丁目17番14号

代表者の氏名 代表取締役 角 芳幸

当該破産手続開始の申立てを行った年月日

2020年9月7日

#### 当該破産手続開始の申立てに至った経緯

当社とLOGOMOTION, s.r.o(スロバキア)との合弁会社である当社子会社のSLC社は、NFCカード事業(Near Field Communication(近距離通信)。以下、「本事業」という。)を推進して参りましたが、2015年5月の創業開始より、5期連続で赤字を計上しており、いまだに収益化への具体的な目途がついていない状況にあります。

また、資金面においても資金難の状態が続いており、今後の事業の継続が極めて困難な状況となりました。SLC社の負債内容としましては、当社からの借入金が最も多額であり、次にLOGOMOTION, s.r.oからの借入金となっております。

当社は、SLC社の本事業継続を図るため、昨年より、合弁先であるLOGOMOTION, s.r.oとの間で株式譲渡を含むあらゆる可能性について慎重に交渉を進めて参りました。しかしながら、話し合いによる解決は難しい状況となりました。そのため、合弁事業を終了する方法として、裁判所の主導による破産手続が最も適切と判断し、破産手続開始の申立てを行うこととなりました。

## 当該破産手続開始の申立ての内容

管轄裁判所 東京地方裁判所

事件番号 令和2年(フ)第5807号

申立代理人 東京都中央区銀座6丁目4番1号東海堂銀座ビル7階

中島・宮本・溝口法律事務所

弁護士 野口 敏彦

負債総額 3,035百万円 (2020年9月7日現在)

以上